

企業における新型コロナウイルス感染症対策

◆ BCP(事業継続計画)とは？

地震や火災、集団感染等、企業活動にはさまざまなリスクが存在します。

BCP (Business Continuity Plan)を策定しておくことで、緊急事態が発生した場合に事業の継続または早期復旧に向けて、速やかな対応が可能となります。



◆ 感染症BCPを策定するには？

地震等の自然災害に対応するBCPと共通する項目も多くありますが、感染症独自の対策が必要な項目もあります。

事業の特性に応じて、事業継続方法の変更や、働きやすい環境整備を工夫することが重要です。

◆ 新型コロナウイルス感染症発生に備えた危機管理体制の確立

- ☐ 重要事項を決定する感染症対策本部の準備
- ☐ 従業員への緊急連絡体制の整備
- ☐ 優先する重要業務は何かを決定しておく。
(急激な感染拡大や出社できる従業員の減少等に備えて、事業の縮小や停止することが可能な業務を検討しておく。)
- ☐ 重要業務を継続するためには、どのような障害があるかを把握しておく。

◆ 感染予防策・感染拡大防止策

- ☐ 従業員のこまめな手洗い、咳エチケットの徹底
- ☐ 従業員の健康状況チェックの実施
- ☐ 来客者への対応策（消毒液の設置、マスクの配布、共通物品等の定期的な消毒）
- ☐ テレワークや時差通勤など感染防止に向けた柔軟な働き方を実施
- ☐ 従業員に発熱や咳等の風邪症状が見られるときは、会社を休むことを徹底
- ☐ 従業員には、感染リスクを高める行動を避けるように注意喚起
- ☐ 出張等の移動・往来の自粛の検討
- ☐ 政府・自治体からの要請に応じて、迅速に対策を講じる。
(多くの人が集まる大規模イベントの開催を自粛する等)

◆ 感染発生時の対応

- ☐ 感染が疑われる場合は、医療機関の受診前に、会社を管轄する広域健康福祉センター又は保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談
- ☐ 従業員は、PCR検査の結果が陽性の場合は、直ちに会社に報告
- ☐ 従業員が感染した場合には、行政機関による調査への協力
- ☐ 感染者と濃厚接触した従業員は、自宅待機等の要請に従う。
- ☐ 感染者が利用したエリア等の一時的な封鎖、消毒の実施
- ☐ 集団感染が発生した場合には、速やかな情報公開に協力

BCP策定支援を希望する事業者には専門家を派遣し、事業の特性に応じたBCP策定をお手伝いします。
(費用無料・回数制限なし)

【お問合せ先】 栃木県 産業労働観光部 経営支援課 中小・小規模企業支援室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館6階

TEL:028-623-3173

FAX:028-623-3340

E-mail: dantai-s@pref.tochigi.lg.jp